



《今回のテーマ》は

## 「事業再生を迅速に」・事業再生ADR制度の見直し

お客様とお会いする時の参考情報としてご利用ください

事業再生とは、企業が倒産状態に陥った場合にそのまま会社を清算するのではなく、債務の一部免除や弁済額の繰り延べを行いながら、収益力のある・競争力のある事業を再構築することである。再生手法には、法的整理と私的整理に分けられる。法的整理は裁判所が関与し、金融・商取引等全ての債権者による整理（公表）で、債権者の多数決を得た計画により決定される。一方、私的整理は裁判所が関与しない、金融債権の放棄等による整理（原則非公表）で、当事者全員の合意がなければ計画は成立しない。平成13年に政府が発表した緊急経済対策を受けて、経団連や全国銀行協会などを委員とする研究会が公表した「私的整理のガイドライン」が一般的コンセンサスとなっており、このガイドラインに沿って行われる債権放棄は透明性や公平性が高いとされ、税務上も金融機関の無税償却が認められやすくなる。

その後、平成19年産業活力再生特別措置法の改正により、事業再生の円滑化を目的として「事業再生ADR (Alternative Dispute Resolution) 制度」が創設された。ADRとは裁判外での紛争解決手続きのことで、債権者と債務者が直接協議する私的整理と異なり、政府が認可する仲介機関（※）を使って債権債務を整理する。本制度は基本的に金融債権者（金融機関等）だけを相手として調整を進める手続きで、事業債権・売掛債権の債権者（取引先等）を巻き込む必要がなく商取引を円滑に続けられる等の大きなメリットがある。ただ債権放棄などの再建計画は金融機関全員の同意が必要となるため、1行でも反対すると進まない。そのため創設以降の利用は39件に止まり、事業再生ADR申請後に法的整理に移行する事例（※※）も少なくない。

今般、政府は事業再生ADRの利用を促すため、全会一致である債権者（金融機関）決議を多数決に変更する。金融庁も銀行の検査指針を見直す検討に入っており、不採算事業を切り離すことで再生が進みやすくなる企業については、一時的に「不良債権」と査定しても早期に「正常先」に戻せるようにする。6月に政府がまとめる「成長戦略」に盛り込んで、15年度の改正を目指す。ただ、一部の金融機関にとっては、件数が増えると債権放棄の負担が重くなる可能性もある。

（※）現在は「事業再生実務家協会」（東京都千代田区）が唯一認められた機関。

（※※）岡山県のバ イオベンチャー企業林原が事業再生ADR申請後、急遽会社更生法に切り替えた事例がある（2011年2月）。長年の粉飾決算も露呈し、一部の金融機関には債権者平等の原則に反する詐害行為の疑いも出て、28ある金融機関全行の同意が得られなかったことが要因とされる。なお、林原の場合は会社更生法による弁済率が93%と非常に高く、取引先への支払も大方行われた。本件は「事業再生ADR申請自体に無理があった」「民事再生法なら存続（再生）していた可能性が高い」等評価が分かれるところであるが、事業再生手法として参考となる事例と言えよう。

JRS経営情報の中から、次に掲げるコンテンツを参考にしてください。

- 企業再生手法選択のメリット・デメリット (2013-0599)
- 円滑化法終了後の銀行の融資姿勢はどう変わるか (2013-0595)
- 金融円滑化法終了後の金融機関取引の留意点 (2013-0102)
- 債務超過の会社はどうしたらよいか (2013-0276)
- 過大な債務の解消に役立つ「守り」の会社分割 (2013-0252)
- 企業再生のパターン別分類 (0101-0411)

( )内は情報番号です

なお、お客様にコンテンツを提供される場合には、最初のページに「サンプル」と表示してください。また、お探しの情報が不明な場合はご連絡ください (☎0120-89-0240)。